

# 「温泉文化」啓発映像（アニメーション）制作業務委託 仕様書

## 1 業務名

「温泉文化」啓発映像（アニメーション）制作業務

## 2 制作目的

日本人は、温泉を訪れて入浴することを通じ、四季を感じ、自然と交わり、神を感じることで、心の癒やしを得てきた。そして温泉の効能により体の癒やしを得てきた。「温泉文化」は、「自然の恵みである温泉に浸かり、心と体を癒やす」という、日本人に根付いている社会的慣習である。本事業では、「温泉文化」をテーマにした映像コンテンツ（アニメーション）を制作することで、国内外の多くの人たちが当該映像コンテンツを視聴し、「温泉文化」についての理解や関心を高めることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 業務内容

動画の制作に係る、企画・制作・編集等に必要な業務及び付随する業務一式とする。

### (1) 動画の内容・条件

- ・動画は、温泉文化を世界に発信するためのアニメーション動画とする。
- ・動画は、日本人のみならず海外の方々に「温泉文化」の理解や関心を高めてもらうために、国内外への訴求力が高いオリジナルの映像コンテンツ（アニメーション）であること。
- ・動画制作に際しては、日本温泉協会が公表する『「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への2028年最速での登録に向けた提言』を参考にすること。  
<https://www.spa.or.jp/news/report/6161/>
- ・海外向けにも発信するため、英語字幕を作成すること。
- ・動画に合わせて適宜ナレーション・テロップ・BGMを挿入すること。
- ・動画の内容・構成・テロップ等の編集などは、県との協議によって適宜調整を行い、最終的な内容は受託者と県が協議して決定する。
- ・制作した動画は、群馬県公式YouTubeチャンネルをはじめ、イベント会場や各種施設でのデジタルサイネージ放映、テレビ等の放送媒体等で広く発信する。

### (2) 制作する動画の長さ

制作目的に合致するものであれば、長さの指定はないが、その長さが適当である理由を付記すること。

### (3) 動画の使用期間

使用期間は設けず、群馬県が次の目的と使用範囲で使用できるものとする。

#### ①目的

- ・「温泉文化」の普及啓発のため

#### ②使用範囲

- ・群馬県が管理する公式サイト（tsulunos、YouTube等の動画サイト含む）、SNS（Instagram、TikTok、Facebook、LINE等）
- ・群馬県が①の目的のために実施するイベント等の事業での上映
- ・群馬県が①の目的のために実施するテレビ等の放送媒体での放映
- ・群馬県が①の目的のために活動すると認めた他団体のサイト等への掲載
- ・その他、群馬県が①の目的のために必要と認めるもの

(4) 著作権の処理等の必要な業務

- ・音楽素材の使用に関しては、YouTube や各種イベント等で使用できるよう、フリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続を受託者において行うこと。
- ・肖像権等の問題やトラブルが発生しないよう、被撮影者の了承等の必要な手続については、受託者において行うこと。

(5) 成果物の納品

- ・制作した動画データを県に納品すること。
- ・Adobe Premiere Pro で利用可能な形式及びテレビ等で放映可能な形式の電子データを電磁的記録媒体に保存して提出すること。

5 留意事項

- (1) 本業務により作成された成果品に関する全ての著作権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）は、発注者に帰属し、発注者及び発注者が認める者が行う各種広報・普及啓発業務による使用を許諾するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたっては、業務内容を発注者と連絡を密にとりながら誠実に履行すること。
- (3) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定すること。